

財産目録
令和5年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 長生村社会福祉協議会
事業：法人全体

1 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部						
1 流動資産						
現金預金		-		-	-	24,909,603
現金		-	運転資金として	-	-	50,000
預貯金		-		-	-	24,859,603
一般	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	8,486,154
福祉資金	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	186,000
心配ごと	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	79,000
学童保育	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	5,348,458
外出支援サービス事業	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	215,444
介護予防・日常生活支援総合事業	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	698,106
生活支援コーディネーター	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	380,213
地域少子化対策重点推進事業	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	0
シルバー人材センター	長生農業協同組合高根支所	-	運転資金として	-	-	9,466,228
事業未収金		-	公園管理業務配分金等 他	-	-	10,461,163
立替金		-		-	-	390,764
流動資産合計						35,761,530
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	長生郵便局	-	基本金	-	-	1,000,000
基本財産合計						1,000,000
(2) その他の固定資産						
車輛運搬具	スズキキャリア 他	-	事業利用者送迎用 他	5,604,463	4,970,927	633,536
器具及び備品	療養ベット3 他	-	公園管理 他	3,996,218	3,138,367	857,851
長期貸付金		-		-	-	261,120
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉協議会	-	職員退職金積立	-	-	7,790,960
退職給付引当資産	千葉県社会福祉事業共助会	-	職員退職金積立	-	-	1,980,250
福祉基金積立資産	長生郵便局	-	社会福祉事業の為	-	-	9,050,000
その他の固定資産		-		-	-	38,920
その他の固定資産合計						20,612,637
固定資産合計						21,612,637
資産合計						57,374,167
負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	配分金 他	-		-	-	14,550,630
預り金		-		-	-	1,760,141
流動負債合計						16,310,771
2 固定負債						
退職給付引当金		-		-	-	10,269,940
全社協退職給付引当金	全国社会福祉協議会	-		-	-	8,289,690
共助会退職給付引当金	千葉県社会福祉事業共助会	-		-	-	1,980,250
固定負債合計						10,269,940
負債合計						26,580,711

財産目録
令和5年03月31日現在

法人：社会福祉法人 長生村社会福祉協議会
事業：法人全体

2 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
差引純資産						30,793,456

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- ・なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。